

石川県公報

令和元年10月25日

第13251号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		公告	
○県統計調査の実施 （廃棄物対策課）	1	○石川県告示第201号の2の布告 （農業安全課）	2
○個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額 （教育委員会事務局）	1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3

告示

石川県告示第202号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和元年10月25日

石川県知事 谷本正憲

- 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - 基準となる期日又は期間
平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
令和元年11月1日（金）から同月25日（月）まで

石川県告示第203号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

なお、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額（平成26年石川県告示第161号）は、廃止する。

令和元年10月25日

石川県知事 谷本正憲

施設の種類	施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県文教会館		
			(設備) ホール及び楽屋		
施設の範囲程度	演説会場面積		九九八平方メートル		
	演説会場	照明の種類程度	常設電灯 一〇〇ワット	四八灯	
			二〇〇ワット	四〇灯	
			臨時電灯 スポットライト一キロワット	(A) 二三灯 (B) 二八灯	
			ポーターライト一五〇ワット	(A) 五六灯 (B) 九八灯	
	機椅子	演壇		一個	
		椅子		六脚 三〇脚	
		拡声装置		一式	
		マイクロホン		七本	
		ワイヤレスマイクロホン		二本	
スタンド			六本		
卓上スタンド 椅子			六本 五九〇脚		
弁士控室	照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット	四三灯		
	楽屋 三室				
その他	便所、傘立等	平常のまま開放する。			
納付すべき費用の額	区分		午前 午前九時から 正午まで	午後 午後一時から 午後五時まで	夜間 午後六時から 午後十時まで
	ホール	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第百七十八号)に規定する休日	一五、四一〇円	三〇、三三〇円	三六、三三〇円
		その他の日	一一、七八〇円	一五、四一〇円	一九、〇四〇円
	ホール附属設備	照明装置	午前、午後及び夜間の各一回一式につき		
			(A) 八、一一〇円 (B) 一六、三三〇円		
加算額	冷暖房期間中は、ホール各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 音響、照明装置操作員人件費				

公 告

石川県告示第201号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和元年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第201号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、豚コレラ予防のための注射を次のとおり実施する。

令和元年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
豚コレラの発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
令和元年10月24日から令和2年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその検査の方法
注射
豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表、令和元年10月15日一部変更）に基づく方法

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第67号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月25日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）小松警察署管内の表に次のように加える。

229	浜佐美町	小松市浜佐美町124番地先	R元. 9.25
-----	------	---------------	----------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表に次のように加える。

363	中林二丁目	野々市市中林二丁目146番地1先	R元. 9.30
-----	-------	------------------	----------

別表第2（一方通行）小松警察署管内の表109の項を次のように改める。

109	町道	小松市向本折町ホ75番地1先から 小松市向本折町ニ9番地3先まで	約30 メートル	終日	自動車及び 原動機付自 転車	今江町から末 広町方向に至 る方向
-----	----	-------------------------------------	-------------	----	----------------------	-------------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表538の項及び541の項を次のように改める。

538		削	除
541		削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表505の項を次のように改める。

505		削	除
-----	--	---	---

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表222の項を次のように改める。

222	市道番匠横江線	白山市番匠町554番地先から 白山市横江町2310番地先まで	約780 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）
-----	---------	-----------------------------------	--------------	----------------	----	--------------------------------

別表第11(最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表81の項、83の項及び127の項を次のように改める。

81	削		除			
83	削		除			
127	主要地方道能都内浦線	鳳珠郡能登町字出津ハ字106番地先から 鳳珠郡能登町字小浦7番地1先まで	約4,550 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)

別表第18(駐車禁止) 白山警察署管内の表178の項を次のように改める。

178	市道番匠横江線	白山市番匠町216番地先から 白山市横江町2310番地先まで	約1,400 メートル	終日	車両
-----	---------	-----------------------------------	----------------	----	----

別表第20(停止禁止部分の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

37	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市小立野1丁目2番14号先 (道路標示等により表示する部分)		終日	車両
----	--------------	-------------------------------------	--	----	----